奈良県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

奈良県知事　山　下　　真

奈良県条例第五十一号

奈良県屋外広告物条例の一部を改正する条例

奈良県屋外広告物条例（昭和三十五年四月奈良県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「又は」を「若しくは」に改め、「管理する者」の下に「又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（点検）

第十二条の二　広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、規則で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をしなければならない。ただし、規則で定める簡易な広告物又は掲出物件については、この限りでない。

２　前項の点検のうち規則で定める広告物又は掲出物件に係るものについては、次に掲げる者が行うものとする。

一　法第十条第二項第三号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

二　前号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として規則で定める者

第十四条第一項中「知事は、」の下に「広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者であって、」を加え、「者に」を「ものに」に改め、「表示若しくは」の下に「当該」を加え、同条第二項中「当該広告物又は掲出物件」を「、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置する者又はこれら」に改める。

附　則

この条例は、令和六年十月一日から施行する。ただし、第十二条の次に一条を加える改正規定（第十二条の二第二項に係る部分に限る。）は、令和九年十月一日から施行する。